

『より確かな県民の安全・安心、より確かな県政、より確かな未来へ』



皆様、日頃よりあたたかいご指導ご鞭撻を賜り、誠にありがとうございます。

昨年、御嶽山の噴火が発生しました。戦後最悪の火山災害となった今回の災厄は、あらためて日本が火山大国であることとともに、その安全対策について総点検する必要性を知らしめました。

県内においては、昨年8月に高山市を中心としたゲリラ豪雨が発生した他、以前より南海トラフ巨大地震の発生も懸念されています。今後起きうる災害に対しては、「起きて

はならない最悪の事態」の想定と「脆弱性の評価」の検討をすすめ、「岐阜県強靱化計画」を早急に策定し実施しなければなりません。

次に、安倍内閣の最重要議題のひとつである、「女性の活躍・進出」については、「すべての女性が輝く社会をつくる」を施策として推進する必要があります。県内においても指導的立場で活躍する女性を増やしていくことや子育ての不安の解消、母子家庭の生活の安定、非正規雇用の方を含めた働く女性の処遇改善など、全ての女性の活躍推進をしていかなければなりません。

県民にとって嬉しい話題となったのは「清流長良川の鮎」の世界農業遺産への認定が現実性を帯びてきたことです。関市を流れる長良川は、市民にとって子どものころより慣れ親しんだ馴染みの深い川でありま

す。「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定され、またそれを守り続けていくためには鮎の生産振興・水環境の保全・歴史文化の継承を重点的に進めていかなければなりません。

最後になりますが、これからも皆様の声を県政に反映するべく尽力してまいりますので、今後ともご意見の程、宜しくお願ひ申し上げます。

私のモットー
「尊敬、愛情、
信頼、謙歩」



岐阜県議会議員 酒向 薫

酒向かつおる 県政報告会

1 日時 平成27年 2月15日(日) 午後7時

2 会場 JAめぐみの本店 大ホール
(関市若草通1-1 TEL: 23-5151)

3 来賓 武藤 容治 総務大臣政務官

皆様、お誘い合わせの上、ぜひご来場下さい。

岐阜県議会定例会 酒向かつおるの一般質問

〈これまで4年間、積極的に次の内容で質問しました〉

平成23年6月 第3回

- 本県の学校教育の総点検について
 - ・高校入試における特色化選抜の見直しについて
 - ・子どもの教育格差について
- 東日本大震災を踏まえた医療救護対策の問題点について

平成23年12月 第5回

- 長良川鉄道の活性化について
 - ・長良川鉄道の存続、活性化に向けた取り組みについて
 - ・じまんの原石である長良川鉄道における観光と結びつけた取り組みについて
- 障がい者、特別支援学校の生徒の就労支援について
 - ・障がい者の就労支援について
 - ・県教育委員会と岐阜大学の連携をはじめとした特別支援学校の生徒の就労支援について

平成24年1月 第1回

- 工業系試験研究機関の再編について
 - ・工業系試験研究機関の再編の理由及びその効果について
 - ・県内企業に対する今後の技術開発支援の進め方について
- 地元建設業者の受注機会の確保について
 - ・総合評価方式における地域貢献を行う業者に対する評価点の加算について
 - ・地域維持型契約方式の導入検討について

平成24年6月 第3回

- 登下校時における通学路の交通安全対策について
 - ・通学路の緊急点検の進捗状況について
 - ・登下校時の交通規制について
 - ・小中学校における交通安全教育について
- 地域ぐるみの鳥獣被害対策について
 - ・重点支援地区における効果と今後の普及について
 - ・シビエの地域資源としての活用について
 - ・カワウの被害対策について
 - ・鳥獣の減少に向けた対策について
 - ・里山の整備について
 - ・シカによる樹皮剥ぎ等の被害への対策について

平成25年3月 第1回

- 学校給食における食物アレルギー対策について
 - ・本県の現状と取り組みについて
 - ・食物アレルギー対策をより一層進めるための今後の展開について
- 「強い農業づくり」と「攻めの農業」の今後の展開について
 - ・活力ある新産地づくりにおける今後の展開について
 - ・大都市圏への販路拡大について

平成25年6月 第3回

- 県立高等学校跡地の有効活用について
 - ・昨年度の岐阜県包括外部監査で指摘を受けた、活用策が未定及び今後の活用策を検討中の県立高等学校跡地の活用方策の検討状況について
 - ・文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクト等の活用について
- 「日本一づくり特別強化事業」について
 - ・「日本一づくり特別強化事業」発足から10年を通しての総括(評価と今後の課題)について
 - ・「高校野球」及び「都道府県対抗駅伝」の強化プロジェクトのそれぞれの新たな目標及び今後の強化策の見直しについて
 - ・県民に向けた積極的な広報について

平成25年12月 第5回

- 学校の安全対策について
 - ・県立学校での安全管理マニュアル等を活用した対策への取り組みについて
 - ・市町村教育委員会への指導・助言及び確認について
 - ・事件発生時の児童・生徒への心のケアについて
 - ・威力業務妨害事件の警察の対応について
- 中山間・過疎地域の活性化支援について
 - ・生活基盤の維持・整備への取り組みについて
 - ・岐阜県医学学生修学資金の現状と見直しについて
 - ・地域医療確保事業費補助金の活用実績と来年度に向けた計画について
- ふるさと財産の保全・継承について
 - ・第2次岐阜県教育ビジョンでの位置づけについて
 - ・伝統芸能等への支援について

平成26年1月 第1回

- 県庁舎の建てかえについて
- 強靱な危機管理体制の構築について
 - ・市町村への気象情報等の情報提供体制について
 - ・災害応援協定締結の観点について
 - ・防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入推進について
 - ・原子力防災対策の強化について

平成26年6月 第3回

- 学校給食における食物アレルギー事故防止対策について
 - ・「県食物アレルギー対策委員会」における検討状況と教員向け対応手引きの作成について
 - ・アレルギー除去給食に係る実態調査の取組内容について
 - ・安全・安心な学校給食の提供に向けた食物アレルギー対応の調理場整備等の更なる促進について
- ふるさと納税の積極的な推進について
 - ・本県の現状と課題について
 - ・ふるさと納税を活用した県産品等のPR 拡大について
- 教員のワーク・ライフ・バランスについて
 - ・主要な学校行事と教員の個人的な行事等が重なる場合の対応について
 - ・職場と家庭の両立のための課題と今後の取り組みについて



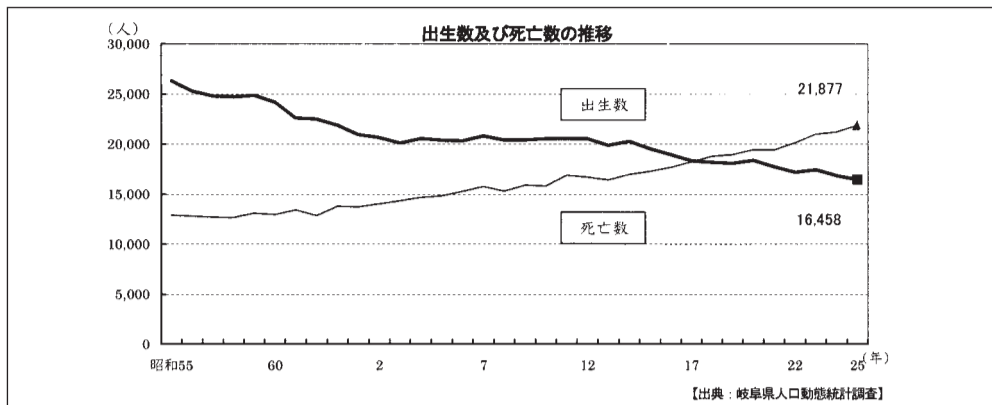
平成26年12月 第5回

- 農業の振興について
 - ・中山間地域の農業と集落を支える担い手づくりの推進について
 - ・安定した営農のための青年就農者支援について
- 地場産業の振興について
 - ・本県地場産業の現状と課題について
 - ・海外展開を目指す事業者、関連団体への積極的な支援について
 - ・工業高等学校等における担い手育成に向けた産業教育の充実について

1. 岐阜県の人口減少問題について

- 岐阜県の人口は減少し続けています。
- 平成12年の約210万7千人がピークで、それ以降、減り続けています。
- 昨年は205万3千人となり、この13年間で約5万4千人も減りました。
- このままのペースだと、平成52年には約157万6千人にまで減ってしまいます。

「出生数」と「死亡数」の推移を見ると、次のグラフになります

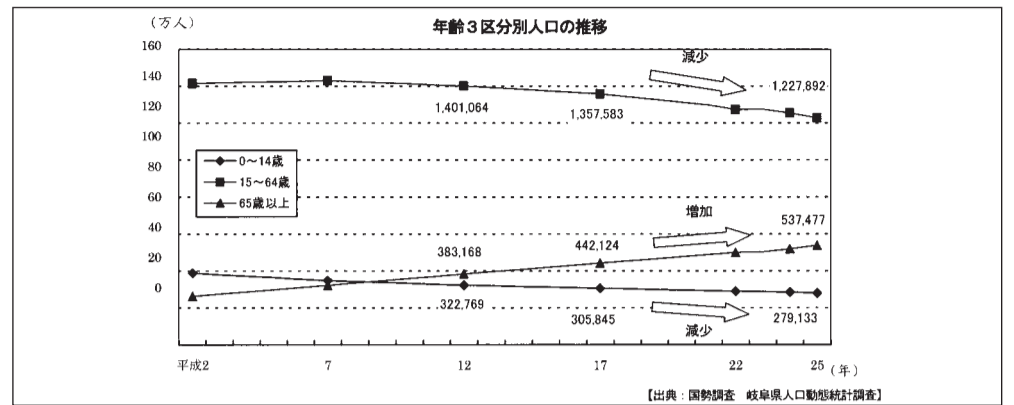


- ▽0~14歳人口と15~64歳（現役世代）人口は引き続き減少しています。
- ▽一方、65歳以上人口は増加の一途を辿っています。
- ▽65歳以上人口の総人口に占める割合も上昇しており、社会を支える現役世代の減少、高齢化の進行が顕著となっています。
- また、県外へ多くの人が出て行っています（人口の県外流出）。
- 年代別にみると10代後半~30代前半が多くなっています。
- 出ていく主な理由は「職業上・学業上・結婚等」であり、「職業上」が最も多くなっています。
- なお、結婚等を理由とするのは女性が多い傾向にあります。

□こうした状況を踏まえ、人口減少、少子高齢化、人口流出に対応するための各種施策を重点的に実施しています。

- 1年間の出生数は1万6千4百人余りと、低下傾向が続いています。
- 一方、死亡数は2万1千8百人余りと、長期的な上昇傾向にあります。
- 死亡数が出生数を上回る「自然減少」は5千人余りで、平成18年から8年連続しており、減少数も拡大し続けています。

年齢構造を3つに分けて見ると、次のグラフになります



①人口減少・少子化に対応する施策

- 病児・病後児保育、放課後児童クラブ、ぎふ子育て支援サポートセンター及びファミリー・サポート・センターを拡充するための支援を行いました。
- 結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女を支援するため、企業や団体を通じて出会いの場を提供する「ぎふ婚活サポートプロジェクト」を実施しました。

②高齢者の増加に対応する施策

- 高齢者が安心して自宅で暮らせるよう、地域での見守り活動に対する補助や介護サービスを支える人材の育成及び在宅医療と介護を支援するための施策を行いました。

③人口の県外流出に対応する施策

- 県内の大学生を対象としたインターンシップ事業、新規就農を希望する方への支援事業、岐阜県への移住定住を促進するPR活動等を行いました。
- 働き場所を確保するため、雇用の場となる企業立地の促進と設備投資への補助をおこないました。

2. 政府が掲げる「地方創生」へ岐阜県の取組みについて

古田 肇知事 答弁

政府として「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げるにあたって、先ずは有識者から様々な意見を聞き、これを個性あふれる地方の創生に向けた取組みに活かしていくと、こういう目的で開催されました。

その懇談会において、私からは、地方創生に当たっては、あくまでも地域主体の姿勢で臨むことが必要であるという旨を申し上げた上で、大きく「まち」「ひと」「しごと」の3つの観点から提言させていただいております。

先ず、第一に「まち」につきましては、「清流の国ぎふ2020プロジェクト」を紹介しつつ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた、スポーツ・



健康のまちづくり、障がい者スポーツの環境整備、あるいは観光誘客といった分野において、地方への積極的な支援をお願いしました。

第二に「ひと」については、地域の地場産業の活性化や、担い手を育成するための受け皿組織の強化、さらには、女性の活躍の場の創生について提言させていただきました。

最後に「しごと」につきましては、岐阜県版成長雇用戦略、就中、クラスター別の誘致戦略、リニア活用戦略、海外市場開拓戦略などを

ご紹介し、規制緩和や補助金制度のあり方などについて、提言させていただきました。

また、地域の実情を把握するため、各地へ出向きヒアリングなどを行いながら、総合戦略を策定し、今後の施策を展開していく予定だというふう聞いております。

一方、本県におきましては、先ほどもお触れになりましたが、国の動きに先んずる形で8月22日に「ぎふ創生県民会議」を設置いたしました。当会議を通じて、「清流の国ぎふ」を活性化させる具体的な施策を検討し実施していきたいと考えております。

1月26日に第2回会合が開かれ、「若者がより住みやすい街づくりをすることが大切」、「遠距離通勤するのではなく、生活する街で働く仕組みづくりが必要」、「企業などが中途採用者の受け入れをもっと行えるようにすべき」など「街づくり・雇用」の意見が出されました。

私も、人口減少問題には大変な危機感を持っています。議題を整理して、市町村ごとに丁寧な対策をとっていく必要があると思います。



岐阜県家庭教育支援条例 (抜粋)

父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有し、基本的な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルールなどを身に付けさせるとともに、心身の調和のとれた発達を図ることが求められている。これらは、愛情による絆（きずな）で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるもので、その点において、家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言える。

岐阜県では、豊かな自然、歴史、文化や伝統はもとより、三世同居の割合が高いこと、持ち家率が高いなど住宅事情が良いことなどの環境の中で家庭教育が行われてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、共働きやひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっている。また、他人の子どもを注意できないなど、地域の教育力の低下も指摘されている。

このような中、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組を更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成することで、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、地域住民、地域活動団体、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う次に掲げる事項等を教え、又は育むことをいう。

- 一 基本的な生活習慣
- 二 自立心
- 三 自制心
- 四 善悪の判断
- 五 挨拶及び礼儀
- 六 思いやり
- 七 命の大切さ
- 八 家族の大切さ
- 九 社会のルール

2 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳以下の者をいう。

TOPICS



後輩である中日ドラゴンズ 岩瀬仁紀投手と



百年公園オータムフェスティバルにおいて上之保中学校の皆さんと

松井まさみちコンサートにおいてシンガーソングライター 松井まさみちさん(池尻出身)と



関市民健康福祉大会フェスティバルにおいて Dance Climaxの皆さんと



東仙会(上白金)にて県政報告会



とみおか青少年育成協議会 主催のもちつき交流会